

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成28年 2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期  
高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求」に、「第35条」を「第36条」に、  
「（第36条—第42条）」を「（第37条—第43条）」に、「（第43条—第46  
条）」を「（第44条—第47条）」に改める。

第21条第1項中「第34条」を「第35条」に、「第35条」を「第36条」に  
改め、同条第2項中「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」  
に改める。

第4章の章名を次のように改める。

### 第4章 審査請求

第33条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第34条  
とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（審査請求）

第33条 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（以下「開示請求  
者等」という。）は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下  
「開示請求等」という。）に対する実施機関の措置に不服があるときは、  
実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求等に係る不

作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第33条第1項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定をすべき」を「開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、裁決をすべき」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報全部を訂正することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報全部の利用停止等を行うこととする場合

第33条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第34条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第46条を第47条とし、第43条から第45条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第42条を第43条とし、第36条から第41条までを1条ずつ繰り下げる。

第35条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号を次のように改め

る。

- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章中第35条を第36条とする。

第34条中「前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、」を「諮問実施機関は、」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者等（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第34条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第35条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。